

曲田地区 地域農業マスタープラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成30年3月23日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
黄海字上曲田、下曲田		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	44.40	ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	12.24	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	—	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.62	ha
(備考)		

注：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

・地区内の担い手は、認定農業者5人と集落営農組織であるが、認定農業者や集落営農組織の構成員自体の高齢化や地区内で後継者が少ないことにより、新たな担い手やオペレーターの確保が難しくなる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者5人と集落営農組織が担っているが、基盤整備事業が完工する見込みの令和4年度末までに、集落営農組織から農地所有適格化法人へ移行予定であり、認定農業者の利用している農地を含めて法人へ集積することとしている。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 中間管理機構の活用	地区内では基盤整備事業への取組を契機に、農地の集約化を目指して機構に貸し付けしており、今後も農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けしていく。
(2) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(3) 新規・特産化作物の導入	水稻等の土地利用型作物以外に、ねぎや玉ねぎの園芸作物の栽培に取り組むとともに、営農組織内に女性部を創設し、販売用野菜の生産、加工を行い産直などで販売する。
(4) 鳥獣被害防止対策の取組	地区内でイノシシ被害が発生しており、鳥獣害対策の点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
(5) 地区内での話合いの継続	マスタープランの実践をするため地区内での話合いを継続していく。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	5 人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	15.98 ha	44.40 ha	36 %
今後	25.60 ha	44.40 ha	58 %